

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		使用許可
根拠法令(例規)及び条項		美唄市保健センター設置条例第 6 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 56 年 3 月 25 日条例第 7 号
関係条項		同条例第 4 条、第 5 条 美唄市保健センター設置条例施行規則第 6 条、第 7 条
所管課係名		健康推進課管理係
審査基準	基準	(事業) 第 4 条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 疾病の診査並びに予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)の規定に基づく検査又は予防接種 [予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)] (2) 公衆衛生に関する調査研究 (3) 各種の臨床検査及び機能回復訓練 (4) 保健指導及び栄養相談 (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業 (使用の範囲) 第 5 条 センターの使用の範囲は、次のとおりとする。 (1) 前条に掲げる事業に使用するとき。 (2) 保健衛生団体等が保健衛生事業の諸会合に使用するとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		1 日
備考		